

第29期 中間決算公告

2020年12月28日

熊本市中央区水前寺6丁目29番20号
株式会社 熊本銀行
取締役頭取 野村俊巳

中間貸借対照表（2020年9月30日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)			
現 金 預 け 金	652,947	預 渡 性 預 金	1,548,154
コ 一 ル 口 一 ヌ	2,170	譲 渡 性 預 金	700
買 入 金 錢 債 権	0	コ 一 ル マ ネ 一	500,000
有 価 証 券	132,845	借 用 金	373,600
貸 出 金	1,707,294	外 国 為 替	59
外 国 為 替	2,839	そ の 他 負 債	3,855
そ の 他 資 産	8,823	未 払 法 人 税 等	267
そ の 他 の 資 産	8,823	リ 一 ス 債 務	211
有 形 固 定 資 産	16,636	資 産 除 去 債 務	5
無 形 固 定 資 産	1,411	そ の 他 の 負 債	3,370
前 払 年 金 費 用	5,137	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,492
繰 延 税 金 資 産	7,245	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,366
支 払 承 諾 見 返	4,031	支 払 承 諮	4,031
貸 倒 引 当 金	△20,807	負 債 の 部 合 計	2,433,259
(純資産の部)			
資 本 金	33,847	資 本 剰 余 金	33,847
資 本 準 備 金	33,847	利 益 剰 余 金	16,815
利 益 剰 余 金	16,815	そ の 他 利 益 剰 余 金	16,815
繰 越 利 益 剰 余 金	16,815	株 主 資 本 合 計	84,509
株 主 資 本 合 計	84,509	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,090
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,090	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△368
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△368	土 地 再 評 価 差 額 金	1,085
土 地 再 評 価 差 額 金	1,085	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	2,807
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	2,807	純 資 産 の 部 合 計	87,316
純 資 産 の 部 合 計	87,316	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,520,576
資 产 の 部 合 計	2,520,576		

中間損益計算書 [2020年4月1日から
2020年9月30日まで]

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	12,398
資 金 運 用 収 益	8,890
(うち貸出金利息)	(8,209)
(うち有価証券利息配当金)	(580)
役 務 取 引 等 収 益	2,289
そ の 他 業 務 収 益	41
そ の 他 経 常 収 益	1,177
経 常 費 用	9,236
資 金 調 達 費 用	△ 45
(うち預金利息)	(36)
役 務 取 引 等 費 用	2,032
そ の 他 業 務 費 用	1
営 業 経 費	6,940
そ の 他 経 常 費 用	307
経 常 利 益	3,162
特 別 利 益	0
固 定 資 産 処 分 益	0
特 別 損 失	32
固 定 資 産 処 分 損	21
減 損 損 失	11
税 引 前 中 間 純 利 益	3,130
法人税、住民税及び事業税	330
法 人 税 等 調 整 額	350
法 人 税 等 合 計	680
中 間 純 利 益	2,449

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物については、定額法、その他の有形固定資産については、定率法を採用し、それぞれ年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～48年

そ の 他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、原則としてリース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、景気予測に基づくデフォルト率を推計し、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりましたが、2018年事業年度から直接減額を行っておりません。当中間期末における2017年事業年度末までの当該直接減額した額の残高は182百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の

損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年～12年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年～12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグループングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

9. 連結納税制度の適用

株式会社ふくおかフィナンシャルグループを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

10. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り

当行は、前事業年度において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による業績や資金繰りの悪化等影響が出ている債務者について、貸倒引当金を追加計上したほか、貸倒引当金の見積り方法を、景気予測に基づきデフォルト率を推計する方法に変更したことにより、貸倒引当金を追加計上しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による景気悪化についても一定程度織込まれた見積りを行いました。

上記の見積りを行う上で、新型コロナウイルス感染症の収束時期については、概ね 2020 年度上期中を想定しており、2020 年度下期から徐々に経済が回復すると仮定しておりましたが、当中間会計期間において、当該仮定に重要な変更はありません。

新型コロナウイルス感染症の影響については、依然として予断を許さない状況が続いているものの、国内の感染拡大のペースは一定程度抑制されており、当初想定の範囲内で推移していると考えております。また、当面の間、景気の低迷が継続することを見込んでおりますが、緊急事態宣言の解除後、経済活動は段階的に再開されつつあり、景気も徐々に回復へ向かうと仮定しております。なお、当該仮定の不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症の影響が想定の範囲を超えた場合には、今後の業績に影響を与える可能性があります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に 107,357 百万円含まれております。

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 661 百万円、延滞債権額は 24,857 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 63 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 12,892 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 38,474 百万円であります。

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号 2002 年 2 月 13 日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 1,317 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	12,719 百万円
貸出金	572,845 百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,206 百万円
コールマネー	500,000 百万円
借用金	373,600 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、現金預け金 1 百万円及びその他の資産 3 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、金融商品等差入担保金 7,000 百万円及び保証金 405 百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号 2002 年 2 月 13 日）に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替等はありません。

8. 当座貸越契約及び貸付金等に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、331,418 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が 324,951 百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（1998 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上し

ております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方法に基づいて、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額（路線価）に、時点修正等の合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,542百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 13,932百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は8,066百万円であります。

12. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、9.50%であります。

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益1,141百万円を含んでおります。

2. 「その他経常費用」には、保証協会責任共有制度負担金80百万円を含んでおります。

（金融商品関係）

○金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、「中間貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	652,947	652,947	—
(2) コールローン	2,170	2,170	0
(3) 買入金銭債権	0	0	—
(4) 有価証券			
その他有価証券	131,658	131,658	—
(5) 貸出金	1,707,294		
貸倒引当金（＊1）	△20,793		
	1,686,500	1,709,347	22,846
資　　産　　計	2,473,277	2,496,124	22,847
(1) 預金	1,548,154	1,548,186	31
(2) 謙渡性預金	700	700	0
(3) コールマネー	500,000	499,985	△14
(4) 借用金	373,600	372,355	△1,244
負　　債　　計	2,422,454	2,421,226	△1,227
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	15	15	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(536)	(536)	—
デリバティブ取引計	(521)	(521)	—

（＊1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利子率に、内部格付に準じた債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) コールローン

コールローンのうち、有担保取引については、ほとんどの部分が担保により信用リスクが相殺されているため、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利子率で割り引いた現在価値を算定しております。また無担保取引については、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利子率に、内部格付に準じた債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、満期のあるものについては、取引金融機関から提示された価格によっております。但し、取引金融機関から提示された価格が取得できないものについては、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利子率に、内部格付に準じた債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。また満期のないものについては、信用状態が実行後大きく異なる限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表された基準価格によっております。但し、債券のうち、取引所の価格及び取引金融機関から提示された価格のいずれも取得できないものについては、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利子率に、内部格付に準じた債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。

自行保証付私募債は、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利子率に、内部格付に準じた債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金については、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利子率に、内部格付に準じた貸出金の種類及び債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。将来キャッシュ・フローの見積もりは、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、次回の金利期日を満期日とみなしております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間決算日における中間貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 謙渡性預金

要求払預金については、中間決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを見積

もり、新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いた現在価値を算定しております。

(3) コールマネー

コールマネーについては、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利子率に、市場価格のある社債等から推定される当行の信用リスク要因等を上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。

(4) 借用金

借用金については、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利子率に、市場価格のある社債等から推定される当行の信用リスク要因等を上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。将来キャッシュ・フローの見積もりは、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、次回の金利期日を満期日とみなしております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4)その他有価証券」には含まれておりません。

区分	中間貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式等 (*1) (*2)	1,186
合 計	1,186

(*1) 非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 当中期において、非上場株式等についての減損処理は該当ありません。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券（2020年9月30日現在）
該当事項はありません。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2020年9月30日現在）
該当事項はありません。

3. その他有価証券（2020年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,497	501	996
	債券	112,852	110,638	2,214
	国債	92,207	90,285	1,921
	地方債	780	767	13
	社債	19,864	19,585	279
	その他	—	—	—
	小計	114,350	111,140	3,210
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	447	450	△2
	債券	16,860	17,083	△223
	国債	15,149	15,367	△217
	地方債	569	569	△0
	社債	1,141	1,145	△4
	その他	—	—	—
	小計	17,307	17,534	△226
合計		131,658	128,674	2,984

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したものの市場価格が一定水準以下で推移等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形取引所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	6,134 百万円
税務上の繰越欠損金	1,652
退職給付引当金	1,109
有価証券償却	51
減価償却	135
繰延ヘッジ損益	160
その他	1,348
	1,348
繰延税金資産小計	10,592
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,627
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△824
評価性引当額小計	△2,452
	△2,452
繰延税金資産合計	8,140
	8,140
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△894
その他	△1
	△1
繰延税金負債合計	△895
	△895
繰延税金資産の純額	7,245 百万円
	7,245 百万円

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総資産に占める割合が僅少であるため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

1. 関連会社に関する事項
該当事項はありません。
2. 開示対象特別目的会社に関する事項
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	119 円 44 錢
1株当たりの中間純利益金額	3 円 35 錢